

鳥取県告示第 159 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田河内字皿谷566の2から566の4まで、大字小羽尾字曲り谷661、661の1、662、663、664の1、665の1、字黒谷666、667の1、668の1、668の2、669の1、670の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷427、大字田河内字長谷口489、489の4、490の1、字大師谷口下モ494、494の1、字宮ノ谷533の2、字家ノ上535の2、字段平畑563の1、字沼ノ谷667の1、大字小羽尾字日ノ宮655の2、字烏谷口675、676、字烏谷680の2、681、683、684、字坂ノ下691の2、695、696、697の7、701の1、字大地谷702の5、705の3、708の2、710の3、717、字横谷813、814

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)